

(子犬用)

誓約内容

- 1 犬の生理、習性等を理解することに努め、他人に迷惑をかけないように、終生飼養すること。
- 2 「狂犬病予防法」に基づく「犬の登録」及び「狂犬病予防注射」を受け、「鑑札」及び「狂犬病予防注射済票」を必ず装着すること。また、首輪に連絡先を記入する、名札等を装着する等の方法により所有者を明示すること。
- 3 屋内や囲いの中で飼養する、リード等でけい留する等の方法により管理し、単独で外に出ないようにすること。
また、公園や河川敷等でのノーリードでの運動は絶対に行わないこと。
- 4 不妊処置（去勢、避妊手術）の有用性、必要性を十分に理解し、生後6か月齢に達した時点で、速やかに実施すること。
- 5 フィラリアの予防、混合ワクチンの接種等、飼い犬の健康管理に努め、また、飼い犬が疾病等にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。
- 6 譲渡後に行うしつけ方教室及び譲渡後の調査（家庭訪問）に協力すること。
また、兵庫県動物愛護センターと譲り受け者との連携や情報交換のために実施する講習会や同窓会等の事業に積極的に参加するよう努めること。
- 7 譲渡を受けた飼い犬を利用して、営利を目的とした行為を行わないこと。
- 8 譲渡を受けた飼い犬に健康、行動、その他の問題があった場合、あるいはその犬により問題が起きた場合も、兵庫県動物愛護センターに対してその責任を問わないこと。
- 9 やむを得ず飼養の継続が困難になった場合には、速やかに兵庫県動物愛護センターに連絡するとともに、適正に飼養できる新たな飼い主を責任をもって探すよう努めること。
- 10 譲渡を受けた動物について、所有者が現れた場合は、誠意をもって対応すること。
- 11 上記の他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する条例」及び「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守すること。
- 12 その他、兵庫県動物愛護センターの指示に従うこと。

(成犬用)

誓 約 内 容

- 1 犬の生理、習性等を理解することに努め、他人に迷惑をかけないように、終生飼養すること。
- 2 「狂犬病予防法」に基づく「犬の登録」に関する手続きを適正に行い、また「狂犬病予防注射」を受け、「鑑札」及び「狂犬病予防注射済票」を必ず装着すること。また、首輪に連絡先を記入する、名札等を装着する等の方法により所有者を明示すること。
- 3 屋内や囲いの中で飼養する、リード等でけい留する等の方法により管理し、単独で外に出ないようにすること。
また、公園や河川敷等でのノーリードでの運動は絶対に行わないこと。
- 4 フィラリアの予防、混合ワクチンの接種等、飼い犬の健康管理に努め、また、飼い犬が疾病等にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。
- 5 譲渡後に行うしつけ方教室及び譲渡後の調査（家庭訪問）に協力すること。
また、兵庫県動物愛護センターと譲り受け者との連携や情報交換のために実施する講習会や同窓会等の事業に積極的に参加するよう努めること。
- 6 譲渡を受けた飼い犬を利用して、営利を目的とした行為を行わないこと。
- 7 譲渡を受けた飼い犬に健康、行動、その他の問題があった場合、あるいはその犬により問題が起きた場合も、兵庫県動物愛護センターに対してその責任を問わないこと。
- 8 やむを得ず飼養の継続が困難になった場合には、速やかに兵庫県動物愛護センターに連絡するとともに、適正に飼養できる新たな飼い主を責任をもって探すよう努めること。
- 9 譲渡を受けた動物について、所有者が現れた場合は、誠意をもって対応すること。
- 10 上記の他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する条例」及び「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守すること。
- 11 その他、兵庫県動物愛護センターの指示に従うこと。